総社市指定給水装置工事事業者 更新手続きのご案内

- ◆総社市給水条例の適用される給水装置の工事は、総社市給水条例第7条第1項により「指定」を受けた者が施工することとなっています。
- ◆この「指定」を受けるための手続きには、次の書類を提出してください。

【提出書類】

	個人	法人	備考	チェック欄
「指定給水装置工事事業者 指定申請書」(様式第1号)	0	0	表面と裏面があります(<u>両面とも</u> 記入してください)	
「機械器具調書」(別表)	0	0		
機械器具の写真	0	0	デジカメ写真でも良い	
誓約書(様式第2号)	0	0		
「住民票」の写し	0	_	<u>発行日から3か月以内のもの</u> を添付してくださ い。【原本】	
「定款」の写し	ı	0	<u>直近のもの</u> を添付してください。また、財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付してください。 【⊐ピー】	
「登記簿謄本」又は 「記載事項証明書」	-	0	<u>発行日から3か月以内のもの</u> を添付してください。【原本】	
「給水装置工事主任技術者 選任·解任届出書」(様式第7号)	0	0		
給水装置工事主任技術者免状 の写し	0	0	大臣 発行の免状【コピー】	
事務所の位置図	0	0	住宅地図等	
事務所建物の写真	0	0	デジカメ写真でも良い	
事務所内の写真	0	0	デジカメ写真でも良い	
指定更新時確認書	0	0		

【申請手数料】

•更新手数料 10,000円